

平成二十年五月十三日受領
答弁第三三二二号

内閣衆質一六九第三三二号

平成二十年五月十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出ネットカフェ難民に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出ネットカフェ難民に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、厚生労働省では、「ホームレス及び住居喪失不安定就労者の就業機会確保対策について」（平成二十年三月二十八日付け職発第〇三二八〇〇五号厚生労働省職業安定局長通達）において、「安定した居住の場所を有せず、終夜営業のインターネットカフェ等の施設を起居の場所とし、不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している者」を「住居喪失不安定就労者」とし、その者の就業を確保するための対策を進めているところである。

二について

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）第二条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設」には、同法の立案時において「インターネットカフェや漫画喫茶」などその利用に對価の支払を必要とする施設が含まれることは想定されていなかったと考えられ、同条の解釈としても、御指摘のような生活を送る者は、同条に規定する「ホームレス」に該当しないと考える。